情報掲示板

文字の見方
時＝日時　費＝費用
場＝場所　必＝必要なもの
対＝対象　申＝申込方法
定＝定員　問＝問合せ先

申請・手続き

■原動機付自転車等の申告

軽自動車税は、4月1日現在、市内で原動機付自転車（125cc以下のバイク等）や小型特殊自動車（フォーク・リフト等）の所有者に掛かります。次のときは、申告をしてください。

○取得、譲受け、市外から転入
必印鑑、販売確認書又は廃車証明書、本人確認ができる書類。
○廃車、譲渡、市外へ転出、他区へ住所変更
必印鑑、ナンバープレート、本人確認ができる書類。問区市民税課（☎592-3112）

■京都市国民健康保険（国保）の届出をお忘れなく

職場の健康保険に加入している方とその被扶養者、又は生活保護を受けている方以外は、国保に加入しなければなりません。以下に該当したときは、14日以内に区保険年金課へ届出をしてください。加入の届出が遅れた場合、保険料については最長2年までさかのぼって納めていただくことになります。その間の医療費は原則全額自己負担となりますのでご注意ください。

○加入するとき①退職等で職場の健康保険や国保組合をやめたとき。②市外から転入したとき。③生活保護が廃止になったとき。
○脱退するとき①就職などで職場の健康保険や国保組合に加入したとき。②市外へ転出したとき。③生活保護が開始になったとき。問区保険年金課（☎592-3105）

3月は平成19年度分保険料第10期の納付月です

現在、保険料滞納世帯に対し、納付の催告を強化しています。場合によっては、一旦医療費の全額をお支払いいただく資格証明書の交付や財産の差押え等を行います。保険料は必ず納期内に納めてください。問区保険年金課（☎592-3107）

■老人医療費受給者証をお持ちの方へ

3月31日まで有効の福祉医療費受給者証㊫をお使いの方は、4月以降使用できませんのでご注意ください。3月中旬ころ、7月31日まで有効の新しい受給者証を送付します。問区福祉介護課（☎592-3218）

■平成20年度京都市教育扶助資金給付生募集

学資の負担が困難な世帯（市民税非課税世帯等）の高校生等を対象に、選考のうえ奨学金を給付します。月額12,000円を年4回、3箇月ごとに口座に振り込みます。申4月1日(火)～30日(水)。問区福祉介護課（☎592-3218）

■京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付

平成19年度分利用券の有効期限は3月31日です。4月以降も引き続き利用される方は、3月24日（月）以降、身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑をお持ちのうえ申請してください。申請手続が5月以降になると交付枚数が少なくなります。問区支援課（☎592-3243）

■母子家庭自立支援給付金事業

市内在住の母子家庭の母に、就業支援をするために費用を補助する事業を行っています（所得制限あり）。

①自立支援教育訓練給付金事業
厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合、受講費用の20%（上限10万円、下限4千円）を支給します。
②高等技能訓練促進費事業
看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士の資格取得のため、2年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間の最後の3分の1の期間（上限12箇月）に月額10万3千円を支給します。申受講期間の3分の2経過時。問区支援課（☎592-3247）

固定資産税の縦覧

固定資産税の納税者が所有されている資産の評価を確認していただくため、固定資産税（土地、家屋）の価格の縦覧を行います。

期間　4月1日（火）～30日（水）午前8時30分～午後5時（土・日・休日除く）
場所　資産所在地の区役所・支所の固定資産税課（課税課）

縦覧できる方
固定資産税の納税者（所有者）、相続人、納税管理人、及びその代理人（土地の所有者は土地縦覧帳簿、家屋の所有者は家屋縦覧帳簿を縦覧できます）

必要なもの
○納税者（所有者）　納税通知書（ない場合は、運転免許証、健康保険証等の本人確認ができる書類）
○相続人　戸籍謄本等及び本人確認ができる書類
○代理人　委任状及び本人確認ができる書類

審査の申出
固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課（課税課）です。

問合せ先　区固定資産税課（☎592-3164、592-3165）

イベント・講座

■精神保健福祉懇談会

「ぬくもりのあるこころで手をつなごう」～ともに地域で暮らすために～
佐藤純さん（京都ノートルダム女子大学准教授）の講演と、グループに分かれて意見交換を行います。
時3月19日(水)13：30～15：30（受付13：00～）。場アスニー山科（竹鼻竹ノ街道町92ラクトC棟2階）。申不要。問区保健福祉課（☎592-3479）

■2008年度京カレッジ受講生募集

36の大学・5機関が約430科目を開講
時4月～。場キャンパスプラザ京都と各大学。申3月11日（火）からキャンパスプラザ京都、市役所、区役所、市立図書館などで配布している募集ガイドに記入のうえ、キャンパスプラザ京都（〒600-8216下京区西洞院通塩小路下る）へ郵送（3月29必着）又は持参（3月22日～29日、月曜除く9：00～17：00）。問（財）大学コンソーシアム京都　京カレッジ事業係（☎353-9140）

■第20回プラスバンド・イーストフェスティバル

「ブレ・イベント波多江史朗　サクソフォンリサイタル」
時3月20日（木・祝）17：00開演。場東部文化会館（椥辻西浦町1-8）。定550名。費1,000円。申東部文化会館でチケットを購入。

「ブラスバンド・イーストフェスティバル」
時3月22日（土）13：00開演。場東部文化会館。定550名。費無料、ただし要整理券。整理券は東部文化会館、山科区役所、伏見区役所、醍醐支所のまちづくり推進課で配布中。問東部文化会館（☎502-1012）

■山科図書館（☎581-0503）

※開館時間：10：00～19：30（土・日・祝は～17：00）。休館日：火曜日（祝日の場合翌日）と第2・4水曜日。

お楽しみ会
時3月15日（土）11：00～。
・絵本の読み聞かせ
・紙芝居

テーマ図書の展示と貸出
4月　一般書「マナー・ルール・躾」
えほん「ともだち」

絵の展示（幼児コーナー）
3月、4月はすみれ幼稚園児の作品。

■移動図書館「こじか号」巡回（☎801-4196）

3月26日（水）
10：00～10：40　場大塚小
11：00～11：40　場大宅小

3月31日（月）
10：00～10：50　場西野山分譲集会所前
11：10～11：40　場山階南小
13：00～13：40　場陵ヶ岡小

募集

■山科青少年活動センター（☎593-4911、FAX593-4916）

「やませいヘイコ」
①いちご大福づくり②たこ焼きパーティー
時①3月22日（土）②3月30日（日）※いずれも13：00～16：00。場山科青少年活動センター。対中学生～30歳の青少年。費100円。申電話か来館。

■山科中央老人福祉センター（☎501-0242）

「第1期ヨーガサトサンガ」
時4月～6月第2、4水曜日14：00～15：30。対市内在住の60歳以上の方。ただし、平成20年度健康教室「太極拳」「ストレッチ体操」受講生は除く。定25名。費100円。申3月17日（月）～4月2日（水）。

①「初めての将棋教室」②「初めての囲碁教室」
時4月～6月①毎週火曜日②毎週木曜日、10：00～11：30。対市内在住の60歳以上の初心者。定各10名。費1,000円。申3月31日（月）まで。
※いずれも本人が直接来所。定員を超えた場合は抽選

案内

■献血

音羽川学区
時3月28日（金）10：00～11：30と12：30～16：00。場フレスコ山科店前。

百々学区
時4月3日（木）10：00～11：30と12：30～16：00。場百々小学校（百々自治会館）。

音羽学区
時4月8日（火）①10：00～11：30②12：30～16：00。場①四ノ宮郵便局②小金塚集会所。問区健康づくり推進課（☎592-3474）

■春の急性灰白髄炎（ポリオ）予防接種

ワクチンは2回接種しないと十分な効き目がありません。今回が初めての方は、今年の秋にもう一度受けてください。また、2回接種していない方でお知らせが届いていない場合や、DPT（三種混合）第1期初回接種の途中の方、BCGの予防接種を受けていない方は区健康づくり推進課へお問い合わせください。
時4月2日(水)、9日(水)、16日(水)、17日(水)、28日(月)いずれも13：30～15：15。場山科保健所。対生後3箇月から7歳6箇月まで。費無料。問区健康づくり推進課（☎592-3477）

人口統計（2月1日現在）	世帯数	57,721世帯
	人口	136,284人
	男性	64,977人
	女性	71,307人
交通事故（醍醐含む）（2月20日現在）	交通事故	162件（+12）
	死者	1人（+1）
	負傷者	199人（+25）
火災・救急（2月20日現在）	火災	3件（−1）
	救急	810件（+1）

※（ ）内は昨年同月比

市税関係証明の交付

証明が必要なときは、それぞれの区役所・支所の窓口に請求してください。

法人の場合は代表者印、代理人の場合は委任状が必要です。

種類	必要なもの	場所
所得証明、課税証明、評価証明、納税証明（市・府民税、法人市民税、固定資産税）等	運転免許証、年金手帳、パスポート等本人確認ができる書類と納税通知書	市内の市民窓口課、出張所、証明書発行コーナー（一部発行できない場合があります。）
納税証明（軽自動車税）		市内すべての市民税課（課税課）
住宅用家屋証明	印鑑、申請に必要な添付書類	資産所在地の区役所・支所の市民税課（課税課）

問合せ先　区市民窓口課（☎592-3094）、区市民税課（☎592-3112）

山科保健所運営協議会委員を募集

保健所では、保健所の運営について審議を行うため、保健所運営協議会を設置しています。

この協議会は、医療や社会福祉関係等の代表者、学識経験者及び区民公募委員で構成されています。この度、保健所の運営について意見交換をしていただける区民公募委員を募集します。

募集人数　2名
任期　平成20年4月～平成22年3月
内容　山科保健所運営協議会（年2回程度開催）に出席し、意見や提案をしていただきます。
資格
①区内在住の18歳以上の方（住民登録している方又は外国人登録をしている日本語で会話が可能な方）
②国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
③平日昼間に会議に出席可能な方
④本市の他審議会委員に2つ以上就任していない方
報酬　会議出席ごとに別に定める報酬を支給します。
募集期間　3月17日（月）～26日（水）
応募方法　所定の応募用紙と意見書に記入し、〒607-8511（住所不要）山科区役所健康づくり推進課へ郵送（必着）してください。応募用紙は電話かFAXで請求してください。
その他　山科保健所運営協議会で選考し、応募者全員に結果を通知します。なお、応募書類は返却しません。
問合せ先　区健康づくり推進課（☎592-3474、FAX501-6831）

水道メーターの検針業務を全面委託化します

上下水道局では、4月から区内の水道メーター検針業務を全面的に民間に委託化します。

委託後も担当者がこれまでどおり皆さんのお宅にお伺いし、水道メーターの検針を行いますので、よろしくお願いします。

また、現在職員等が身に付けている「こども・地域　あんしん・あんぜんパトロール中（※）」の腕章は、委託後も担当者が身に付け、継続して安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

※「こども・地域　あんしん・あんぜんパトロール中」

子どもをねらう犯罪などを防ぐため、水道メーターの検針担当者が腕章を身に付け、すべての公用車にステッカーを貼っています。

問合せ先　上下水道局営業課（☎672-7733）

犯の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の犬を飼う場合、生涯一回の登録と毎年一回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。

次の日程で登録と予防注射を行いますので、犬を制止できる方が犬に鎖などを付けてお越しください。なお、ふんの後始末は、飼い主が責任を持って行ってください。

費用　注射のみの方は3,200円。登録と注射の方は6,200円。
問合せ先　区衛生課（☎592-3489）

登録及び予防注射の日程（4月）

実施日	時間	場所
2日（水）	14:00～15:30	鏡山小学校
3日（木）	14:00～15:30	大宅小学校
4日（金）	14:00～15:30	山階南小学校
7日（月）	14:00～15:30	勧修小学校
9日（水）	13:40～14:00	九条山浄水場
	14:30～15:30	陵ヶ岡小学校
10日（木）	14:00～15:00	音羽小学校
11日（金）	14:00～15:30	花山中学校
14日（月）	13:30～14:30	四ノ宮地蔵堂
	15:00～16:00	安朱小学校
16日（水）	14:00～15:30	百々小学校
17日（木）	13:30～14:30	音羽川小学校
	15:00～16:00	山階小学校
18日（金）	14:00～15:00	小野自治会館
21日（月）	14:00～15:00	理容あかつき駐車場※
23日（水）	14:00～15:00	大塚自治会館
24日（木）	14:00～15:00	小金塚集会所
25日（金）	14:00～15:30	山科保健所

※新十条通大石道交差点から東50m南側

『老人保健制度』は3月31日に廃止されます
4月1日からは『後期高齢者医療制度』が始まります

75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害があると認定を受けた方が対象の「老人保健制度」は3月31日で廃止されます。

現在お使いの「老人保健法医療受給者証」、「老人保健の限度額適用・標準負担額減額認定証」、「老人保健特定疾病療養受療証」は、3月31日まで使用できますが4月1日以降は使用できません。

「後期高齢者医療制度」に該当する方には、新しい各種の証を3月上旬ごろ配達記録郵便で送付します。使用できなくなった「老人保健制度」の各種の証は、4月1日以降ご自分で細かく刻んで廃棄されるか、区保険年金課にお返しください。

また、重度障害老人健康管理事業対象者証（認定シール）は、7月31日まで引き続き使えます。

問合せ先　区保険年金課（☎592-3105）

市政協力委員制度について

～市政に関する様々な情報をお届けし、皆さんのご要望をお伝えします～

Q「市政協力委員制度」について教えてください。

A市政協力委員は、50年以上にわたって市民の皆さんと行政をつなぐパイプ役を担っていただいています。

現在、区内には、概ね町内会ごとに、約530人の市政協力委員がおられ、ボランティア精神の下、日々円滑な市政運営のために活躍していただいています。

その活動は、今後も大いに期待されています。

Q具体的な活動内容を教えてください。

A市民しんぶん（月2回、1日号と15日号）や選挙公報の配布、市政広報ポスターの掲示、更には区民の皆さんのご要望をお聞きし、行政に発信することなど、市政の広報・広聴の基盤を担っていただいています。

Q広聴とは、どういった業務ですか。

A皆さんの声を市政に反映するための大変重要な役割であり、皆さんの声は、市政協力委員から区役所などを通じて所管する部署へ届けられます。

問合せ先　市地域づくり推進課（☎222-3049）

地域防災最前線

災害による被害を大きくしないためには、初期消火が大切です。

一般的に炎が天井まで達していない場合であれば、消火器を使用して消火するのは大変有効ですが、錆びたり変形している消火器は火災のときに使えないだけでなく、容器が破裂して大きなけがをする危険があります。このような消火器は、早急に新しいものに交換してください。また、不要になった消火器を廃棄する場合は、次のことに注意してください。

廃棄するときの注意点

○消火器は廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の広域認定制度の対象品に指定されており、回収・リサイクルが行われる産業廃棄物として処理しなければなりませんので、一般のごみの回収には出せません。
○廃棄は、消火器を購入した業者に依頼するか、京都消防設備協会にお問い合わせください。費用は、消火器の種類により異なります。
○保管は、風雨に直接さらされる場所や湿潤な場所は避けてください。
○解体や薬剤の放射をしないでください。

問合せ先　山科消防署（☎592-9755）、京都消防設備協会（☎231-7601）

不要になった消火器を廃棄するには

蓋（キャップ）
キズ、変形、腐食を生じているものは、速やかに廃棄してください。

本体容器
左のような腐食のあるものは、強度上危険ですから廃棄してください。